

(様式 3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市終身賃貸事業の認可の取消し
根拠法令等の名称・根拠条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 70 条
所管部室課名	都市計画部 住宅政策室
処分基準	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抜粋)</p> <p>(事業認可の取消し)</p> <p>第 70 条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認可を取り消すことができる。</p> <p>一 第 57 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 68 条第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>二 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 不正な手段により事業認可を受けたとき。</p> <p>2 第 55 条の規定は、前項の規定による事業認可の取消しについて準用する。</p>
最近改正年月日	令和 7 年 10 月 1 日